



議 題 1

報道機関 各位

記者発表資料

平成21年9月16日(水)

問い合わせ先: 障害者総合支援センター

担当: 太田、曲淵、真野

電話: 859 7255

発達障害者支援センターを開設します

さいたま市では、発達障害者(児)及びその家族への支援を総合的に行う相談窓口として、10月1日に「発達障害者支援センター」を開設します。

1 事業目的

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障害者及びその家族への支援を総合的に行う相談窓口として「発達障害者支援センター」を設置し、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携しながら、発達障害者とその家族が豊かな地域生活を送ることができるよう支援を行います。

2 発達障害とは(発達障害者支援法第2条に規定)

自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現するものとして定義されています。

例:アスペルガー症候群の特性=相手の感情や意図を理解することが苦手。暗黙のルールが理解できない。強いこだわりがあり、突然の予定変更などに柔軟に対応できない。一方で好きなことには優れた集中力を発揮する。独特の感性があり、行動力がある、などの面もあります。

発達障害は、その特性ゆえに周囲から理解されにくく、特に対人関係や社会生活上の課題から生じるつまづきや困難さは、時として情緒不安、不登校、引きこもり、離職を繰り返すなど、深刻な問題につながる場合もあります。

3 設置場所

障害者総合支援センター(1階)

住所: 中央区鈴谷7-5-7 電話: 048(859)7422

4 事業内容

(1)【相談支援】…発達障害者及び家族、支援者等からの相談に応じ、各種情報提供や指導・助言を行います。特に、18歳以上の方についてはアセスメントを行い、発達障害者に特有な諸問題への対応や、就労、社会参加に向けた継続的な相談支援を図ります。

- (2)【関係機関との調整】…調整会議等を開催し、支援方針、支援計画、関係機関の役割等について協議し、情報の共有化を図りながら連携した支援を行います。
- (3)【発達障害に関する普及・啓発】…ホームページ等による情報提供や、研修会を開催します。
- (4)【連絡協議会の開催】…保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の代表が参加し、事例検討や発達障害に関する情報の収集等を行い、地域の支援体制を強化していきます。

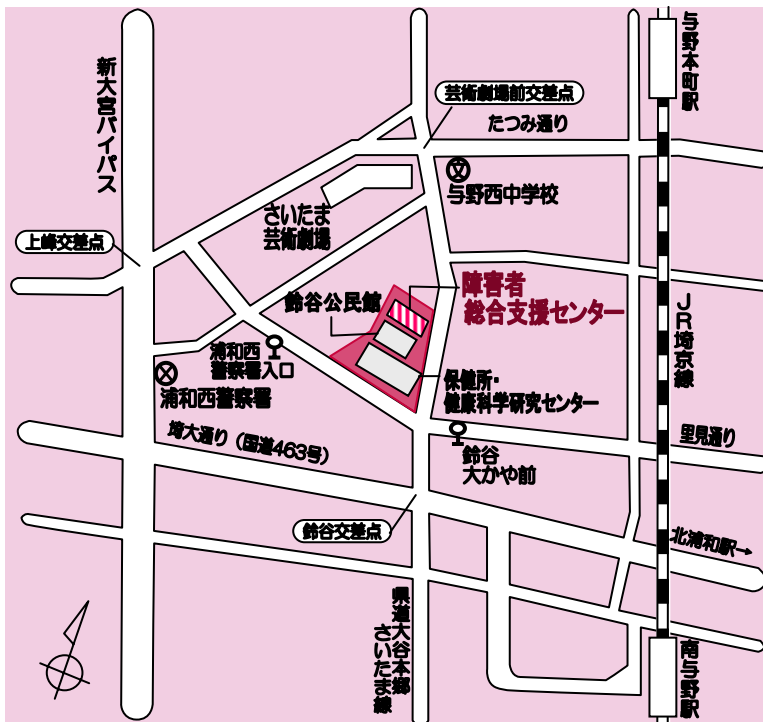
5 相談時間

- (1)【電話相談】月曜日から金曜日 午前8:30から午後5:00
- (2)【面接相談】月曜日から金曜日 午前9:00から午後5:00(予約制)

6 組織・職員体制

保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 発達障害者支援係
 担当：3名 (臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士)

7 地図



《交通案内》

【電車をご利用の場合】

JR埼京線 与野本町駅(駅から徒歩14分)
 又は南与野駅(駅から徒歩13分)

【バスをご利用の場合】

「鈴谷大かや前」(バス停から徒歩2分)

JR北浦和駅西口から運行

乗車時間約5分

・西武バス = (3番乗り場、大久保行き)

・国際興業バス = (2番乗り場、さいたま新都心西口行き)

さいたま市の発達障害者支援システムのイメージ図

